

大学構内での喫煙について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年5月1日)

最近の法改正により大学構内では屋外の喫煙所を除き敷地内禁煙が義務化され、京都大学でもそれに沿った対応がなされていると認識していますが、依然吉田キャンパスには多くの屋外喫煙所が残され、多くの喫煙者が喫煙している姿が見受けられます。

しかし、大学は研究機関であると同時に教育機関であり、未成年の学生も多く滞在する場所であるということ、受動喫煙は単ににおいなどが迷惑であるだけでなく非喫煙者が意図せぬ健康被害を引き起こすことにも鑑みて、以下のことをご検討いただきたいと思います。

1. 既存の屋外喫煙所を段階的にでも廃止し、キャンパス敷地内の完全な禁煙を実施すること。
2. 非喫煙者の学生が喫煙を始めないような具体的な対策、および学内の喫煙者が喫煙をやめられるような支援を大学全体で行うこと。

とくに 1. については、屋外喫煙所といえども風向きにより喫煙所外への煙の流出があることや、また現在の新型コロナウイルスの感染拡大状況において、喫煙者が喫煙所において喫煙中にマスクを外しながらの会話を行っている場面が複数見受けられることもあり、ぜひお願いしたいと思っています。もちろんそのような対策の意思決定にかかわる全学の指導的立場にある方に喫煙者が多いであろうことも想像できますし、そもそもそのような決定には時間がかかることも理解できますが、学生の健康な生活のためにできるだけ早く英断を下すことはできないのでしょうか。

【回答】(回答日:2021年5月28日)

(回答部署:環境安全保健機構)

ご意見ありがとうございます。

1. につきましては、令和2年3月に京都大学受動喫煙防止基本方針を制定し、学内の各部署あてに通知を行い受動喫煙防止の取り組みを啓発しています。本指針には「環境安全保健機構は、喫煙場所を把握し、漸次削減を推進する(第6、喫煙場所の届出及び管理)」とあり、今後も屋外喫煙場所の削減を進めて参ります。

2. につきましては、新入生ガイダンス等において、「健康増進法の一部を改正する法律」の趣旨を紹介しております。また、ガイダンスにおいて、喫煙及び受動喫煙による健康への影響、受動喫煙防止対策等について周知啓発を行っております。

引き続き、環境安全保健機構では構成員の皆様が、健康・安全に大学生活を送れるよう取り組んで参りますので、ご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。